

# 参考3

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年11月9日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村 <sup>※1</sup>	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 <sup>※2</sup>	2市6町3村 <sup>※2</sup>
結球性葉菜類 (キャベツ等)		
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—
カブ		—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町
	くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町
穀類	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市
米 (平成23年産)	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)
	米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)、福島市(旧水原村の区域に限る。)
水産物	ヤママ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)
	水産物40種 <sup>※4</sup>	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
肉	牛の肉 <sup>※5</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川町、昭和町、楢葉岐村

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師谷、原町区片倉字庭津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字庭津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内国有林福島県森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字庭津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塙村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。)及び月館町御代田(北東、西及び新堀ノ内に限る。)、旧掛田町(蓋山町野山川に限る。)、旧柱沢村(保原町字沢沢(明夫内田、久保田、田仲内、西都山、音ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。)及び保原町柱田(挾田、平、宮内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧壇本村(梁川町大閑(寺脇、清水、沢尻、松平、久保、櫻塚、里ヶ谷、山ノ口、宝木沢、笠石及び上石を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村(旧上保原村、旧靈塗村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村(洪川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜村、旧木幡村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、楢葉町(旧半田村及び旧睡合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)及び大玉村(旧玉井村の区域に限る。))

※4 アイヌ、アカガレイ、アカシラヌイ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメイ、ウミガメ、エゾイシノアイヌ、ギョネメバル、クロウソウノサ、クロイダ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイブグ、シロメバール、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒガングフ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシヅメ、マアナゴ、マガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ピノスガイ、キタムラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月9日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スズキ	
	マダラ	
肉	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	ヒガシマフグ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イソシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスベ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、久牛市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
その他	イソシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、壬生町、那須町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしようと(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イソシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月9日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(繁殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(繁殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月9日現在

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月9日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績: 平成24年11月9日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26~: 十和田市、階上町 H24.10.30~: 青森市
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.9~: 一関市、奥州市 H24.4.12~: 藤崎市、奥州市
	高木ぐりたけ(露地栽培)	H24.4.13~: 藤崎市、奥州市、住田町
	原木しづいたけ(露地栽培)	H24.4.20~: 大船渡市
	原木	H24.4.25~: 一関市、奥州市、平泉町、大船渡市 H24.5.7~: 花巻市、北上市、遠野市、釜ヶ崎町、山田町
	原木	H24.5.10~: 花巻市 H24.10.18~: 大船渡市、奥州市
	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.23~: 鹿角市、田代町 H24.11.2~: 一関市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11~: 一関市、鶴来高田市、平泉町 H24.10.16~: 奥州市 H24.10.17~: 釜ヶ崎町
	スズキ	H24.11.7~: 奥州市、花巻市
	クロダイ	H24.5.10~: 奥州市、花巻市
	マダラ	H24.5.15~: 奥州市
水産物	イワナ(繁殖を除く。)	H24.5.30~: 一関市、奥州市 H24.5.18~: 一関市、奥州市
	ゼンマイ	H24.5.18~: 一関市、奥州市
	わいな(野生のものに限る。)	H24.5.18~: 一関市、奥州市、花巻市、釜ヶ崎町
	スズキ	H24.11.25~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.8~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(繁殖を除く。)	H24.5.8~: 釜ヶ崎川(支流を含む。)、花巻川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.11~: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び奥州市の大河川のうち四十田四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石切根ダムの上流、石切根ダムの上流、入郷ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田道ダムの上流、御所ダムの上流及び新潟ダムの上流を除く。 H24.6.12~: 気仙川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.8.1~: 全域(魚の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)
	肉	H24.8.25~: 全域
野菜類	グマの肉	H24.7.28~: 全域
	シマの肉	H24.10.32~: 全域
	ヤマドリの肉	H24.10.32~: 全域
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1~: 白石市、丸森町 H24.6.29~: 黒川市 H24.1.10~: 白石市、角田市 H24.3.8~: 丸森町 H24.3.15~: 丸森町 H24.4.5~: 村田町 H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12~: 黒川市 H24.4.19~: 石巻市 H24.4.25~: 石巻市、東松島市 H24.4.27~: 仙台市、各務原市、加美町 H24.5.2~: 七ヶ瀬町 H24.5.18~: 大河原町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~: 黒川市、大崎市 H24.4.27~: 大崎市、黒川市 H24.5.2~: 黒川市、南三陸町 H24.5.18~: 七ヶ瀬町 H24.5.19~: 大河原町
	くさそて(ごごみ)	H24.5.2~: 加美町 H24.5.7~: 気仙沼市 H24.5.7~: 黒川市 H24.5.9~: 大河原町、南三陸町 H24.5.11~: 仙台市、七ヶ瀬町 H24.5.17~: 大河原町
	こしあぶら	H24.5.18~: 黒川市、南三陸町 H24.5.19~: 仙台市、七ヶ瀬町 H24.5.21~: 気仙沼市、丸森町
	ゼンマイ	H24.5.17~: 大河原町
	クロダイ	H24.6.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.8~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.10.25~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ(1年の春産)、マダラ(1年の夏産)、マダラ(1年の秋産)、マダラ(1年の冬産)、マダラ(1年の春産)
	ヒガングフ	H24.5.8~: 仙台市内の大河川(支流を含む。)
水産物	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.20~: 宮城県内の両飛瀬川(支流を含む。)ただし、セッカダムの上流を除く。)
	イワナ(繁殖を除く。)	H24.5.14~: 大糸川の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋田大倉ダムの上流(支流を含む。) H24.5.24~: 三浪川のうち飛瀬ダムの上流(支流を含む。)及び鶴川(支流を含む。)ただし、鶴川及び子の支流及び川尻4発電場の上流を除く。 H24.5.28~: 江合川のうち飛瀬ダムの上流(支流を含む。)及び二渡川のうち飛瀬ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22~: 一浪川のうち飛瀬ダムの上流(支流を含む。)及び七ヶ瀬ダムの上流(支流を含む。)
	ウグイ	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セッカダムの上流を除く。 H24.5.28~: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.7.28~: 全域(魚の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)
	肉	H24.8.19~: 角田市、丸森町、山元町
	イソシの肉	H24.6.28~: 全域(記述地図を除く。)
	ワマの肉	H24.6.25~: 全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10~: 全域
茨城県		出荷制限
原乳		H23.23~4.10解除: 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市H23.21~4.17解除: 全域
	カキナ	H23.22~4.17解除: 全域
	ハセリ	H23.22~4.17解除: 全域
	タケノコ	H24.4.5~: 鹿嶋市、小堀市、つくばみらい市 H24.4.13~: 鹿嶋市、猿島郡、猿島町、朝霞市、多摩市、荒川町、坂戸市、新座市、桶川市、栗橋町 H24.4.19~: ひたちなか市、鉾田市、真壁町
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10~: 来城町、阿見町
	こしあぶら	H24.4.6~: 鹿嶋市、猿島郡、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、鉾田市
	原木シイタケ(施設栽培)	H23.11.10~: 鹿嶋市
	ヤマメ(繁殖を除く。)	H24.4.20~: 宮城県内の両飛瀬川(支流を含む。)ただし、セッカダムの上流を除く。)
	イワナ(繁殖を除く。)	H24.5.14~: 大糸川の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋田大倉ダムの上流(支流を含む。)及び鶴川(支流を含む。)ただし、鶴川及び子の支流及び川尻4発電場の上流を除く。 H24.5.24~: 三浪川のうち飛瀬ダムの上流(支流を含む。)及び鶴川(支流を含む。)ただし、鶴川及び子の支流及び川尻4発電場の上流を除く。 H24.5.28~: 江合川のうち飛瀬ダムの上流(支流を含む。)及び二渡川のうち飛瀬ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22~: 一浪川のうち飛瀬ダムの上流(支流を含む。)及び七ヶ瀬ダムの上流(支流を含む。)
	ウグイ	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セッカダムの上流を除く。 H24.5.28~: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
水産物	牛の肉	H23.7.28~: 全域(魚の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)
	肉	H24.6.22~: 角田市、丸森町、山元町
	イソシの肉	H24.6.28~: 全域(記述地図を除く。)
	ワマの肉	H24.6.25~: 全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.9.10~: 全域
茨城県		出荷制限
原乳		H23.23~4.10解除: 全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市H23.21~4.17解除: 全域
	タケノコ	H24.4.5~: 鹿嶋市、猿島郡、坂戸市、多摩市、荒川町、栗橋町
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10~: 来城町、阿見町
	こしあぶら	H24.4.6~: 鹿嶋市、猿島郡、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、鉾田市
	イガバレイ	H24.7.5~: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロバハル	H24.4.13~: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.11.9~: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.17~24.30解除: 北緯36度30分の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域
水産物	コンニカスペ	H24.6.1~: 最大高潮時海岸線上福島県福島県界の正東の線、我が国固有的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(繁殖を除く。)	H24.4.17~: 鹿ヶ崎、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港頭に進入する河川壹戸川・常陸利根川
	モンブナ	H24.4.17~: 鹿ヶ崎、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港頭に進入する河川壹戸川・常陸利根川(遊離を除く。)
	ワナギ	H24.4.17~: 鹿ヶ崎、北浦及び外洋漁港並びにこれらの港頭に進入する河川壹戸川・常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(遊離を含む。)
	肉	H23.12.1~: 全域
	イソシの肉	H23.12.1~: 全域(新規の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)
	茶	H23.8.5~: 以下の地域以外 H23.8.5~10.19解除: 日立市、気仙沼市、猪苗代市、八千代町、鏡町 H23.8.5~24.4.9解除: いわき市、常陸太田市、常陸大宮市 H23.8.5~24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.8.5~24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.8.5~24.6.5解除: 錦町市 H23.8.5~24.7.24解除: 水戸市 H23.8.5~24.8.20解除: 高萩市 H23.8.5~24.9.12解除: 日立市 H23.8.5~24.9.25解除: 茨城県、茨城県界 H23.8.5~24.10.11解除: つくば市

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月9日現在

都県	出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解禁：那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解禁：全境
カキナ	H23.3.21～4.14解禁：全境
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.2～：那須町 H24.8.2～：那須町 H24.8.2～：那須町 H24.8.2～：那須町 H24.10.10～：塙谷町 H24.10.12～：那須島山市
タケノコ	H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.5.13～：全境市
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、古くら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～：足利市、那須市、真岡市、那須島山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～：那須市、壬生町
原木シタケ(施設栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：芳賀町、那須町 H24.4.12～：大田原市 H24.5.29～：さくら市 H24.6.4～：鹿沼市 H24.6.26～：壬生町
野菜類	H23.11.7～：鹿沼市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.14～：足利市、佐野市、那須市、真岡市、さくら市、那須島山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～：宇都宮市 H24.11.6～：那須町 H24.11.8～：壬生町
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.14～：那須塩原市、日光市
原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.10～：那須町 H24.10.25～：矢板市 H24.11.2～：那須町 H24.11.8～：壬生町
〈さそつ(こごみ) 野生のものに限る。〉	H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市 H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～：宇都宮市、那須島山市(野生のものに限る。) H24.5.7～：足利市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～：さくら市(野生のものに限る。)
こあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.1～：宇都宮市、日光市
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.14～：那須塩原市
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.5.18～：大田原市
たのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.17～：大田原市、鹿沼市
クリ	H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.18～：大田原市
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) H24.6.10～：那須塩原市のうち日光市足尾町内の区間(支流水を含む。ただし、辰巳川との合流点から下流の部分に限る。) H24.6.10～：永源寺川(支流水を含む。) イワナ(養殖を除く。) H24.6.20～：那須塩原市のうち日光市足尾町内の区間(支流水を含む。) H24.5.7～：武藏川(支流水を含む。)及び棚木川内の棚木川のうち武藏川との合流点の上流(支流水を含む。ただし、塙谷ダムの上流及びその支流水を除く。) ウグイ(養殖を除く。) H24.5.7～H24.9.26解禁：大門川、支流を除く。(ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.26解禁：支流を除く。)
肉	牛の肉 H23.8.2～：全境
肉	イシシの肉 H23.12.2～：全境 (頭の皮のある出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。)
シカの肉	H23.12.2～：全境
その他	H23.8.2～：那須市、大田原市
茶	H23.7.8～H24.6.1解禁：栎原市

群馬県	出荷制限
ホウレンソウ カキナ	H23.3.21~4.8解除：全境 H23.3.21~4.8解除：全境
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.25~：猪苗田市、東吾妻町、綿山村 H24.10.10~：高崎市 H24.10.10~：安中市 H24.10.23~：高崎町
水産物 ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27~：吾妻川のうち猪苗瀬から東吾妻川右岸水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び横川(木川(支流を含む。)) H24.4.27~H24.11.9：猪苗田川(支流を含む。)
イナマ(養殖を除く。)	H24.5.6~：吾妻川のうち猪苗瀬から東吾妻川右岸久慈郡吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び環顧川(支流を含む。) H24.8~H24.9.10：猪苗田川(支流を含む。)
肉 イノシシの肉 クマの肉	H24.10.10~：全境 H24.10.10~：全境
その他 茶	H23.3.30~：渋川市 H23.6.30~H24.5.28解除：綿生川

<b>埼玉県</b>		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～：猪蹄町、皆野町 H24.10.29～：大倉が丘町 H24.11.1～：荒川町	
<b>千葉県</b>		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町	
ショウガ、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
バセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	H24.4.5～：市原市、木更津市	
タケノコ	H24.4.6～：夷隅市、夷隅町 H24.4.11～：船橋市、白井市、八千代市 H24.4.12～：船橋市 H24.4.13～：船橋市	
	H24.10.11～：我孫子市、香取市	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.11.19～：夷隅市 H23.12.22～：佐倉市 H24.1.23～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.5.16～：山武市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.5.16～：山武市	
水産 物 ギンブナ	H24.7.18～：平賀漁港及び平賀漁港に隣接する河川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)	
肉 イノシシの肉	H24.11.6～：全域	
その他 茶	H24.8.2～：蕨東町 H23.6.2～7月解除：大里白里町 H23.7.4～H24.5.21解除：鶴ヶ島市 H23.6.2～H24.5.25解除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市	

神奈川県		出荷制限
その他 茶	H23.6.2~8.29解除: 南足柄市 H23.6.23~9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2~10.14解除: 爽川町、清川村 H23.6.23~10.26解除: 相模原市 H23.6.27~10.26解除: 中井町 H23.6.2~11.1解除: 小田原市 H23.6.2~11.10解除: 真鶴町	

新潟県		出荷制限
肉 肉 クマの肉	H24.11.5～：金城(佐渡市及び鼠島浦村を除く。)	
山梨県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：無井沢町、飯代町 H24.10.1～：小諸町、飛騨村 H24.10.11～：佐久市	
静岡県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町	

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

現在実績：平成24年11月9日現在